

令和4年度監査計画

1 監査等の方向性

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第195条第1項の規定により、全ての普通地方公共団体に設置が義務付けられた独立の執行機関として、公正不偏の立場から監査を行い、公正で合理的かつ効率的な行財政運営に資することを責務としている。

令和4年は、宇陀市監査基準に基づいた監査により、市の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかを市民の視点に立って確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資するよう努めます。

2 財務監査等の主な着眼点

令和4年度に実施する財務監査等は次によることとする。

(1) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計、各基金及び歳入歳出外現金の毎月の現金出納を対象として、毎月例日を定め、毎月の計数が適切なものとなっているか確認するとともに、検査当日の保管現金を確認します。

(2) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

令和3年度決算を対象として審査を実施します。

ア 一般会計及び各特別会計（公営企業会計を除く）の歳入歳出決算審査

会計管理者が調製した各会計の令和3年度決算及び関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するとともに、予算執行及び財産管理の状況についても審査します。

イ 公営企業会計の決算審査

公営企業管理者が調製した当該地方公営企業の令和元年度決算及び関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するとともに、経営成績、財政状態及び地方公営企業の運営状況についても審査します。

(3) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

令和3年度の特定の目的のために定額の資金を運用するための各基金の運用状況を対象として、基金の運用状況を示す書類の計数が適正なものになっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているか審査します。

(4) 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

令和3年度決算に基づく健全化判断比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令（以下「健全化法等」という。）の規定に基づき、適正に算定されているか審査します。

また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、健全化法等の規定に基づき、適正に記載されているか審査します。

(5) 資金不足率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

令和3年度決算に基づく資金不足比率が健全化法等の規定に基づき、適正に算定されているか審査します。

また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、健全化法等の規定に基づき、適正に記載されているか審査します。

(6) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

本市の事務の執行が経済的、効率的及び有効に執行されているか、法令等の規定にしたがって執行しているか、その運営及び組織が合理的であるかなど監査します。

(7) 定期監査（地方自治法第199条第1項）

財務事務（工事を含む）について監査します。

財務に関する事務の合規性及び正確性のほか、事業の経済性、効率性及び有効性の視点も踏まえ監査します。

工事については、上記のほか、工事監理等の視点も踏まえ監査します。

(8) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

本市が補助金等の財政的援助を行っている団体（補助金交付団体、公の施設の指定管理者等）の出納関係事務の執行が適正かつ効率的に行われるかについて監査を実施するとともに、当該団体所管部局の団体運営等に対する指導又は監督の適正性についても監査します。

(9) その他の監査（地方自治法第75条、第98条第2項、第199条第6項並びに第243条の2の2第3項及び地方公営企業法第34条）

住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、市長の要求に基づく監査及び市長又は公営企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任監査は、請求や要求に基づいて監査を実施します。

3 財務監査などの実施時期（予定）

財務監査等の実施時期は次表のとおりです。

監査等の種類	実施時期	対 象
例 月 出 納 検 査	原則毎月下旬	会計管理者所管 公営企業管理者等所管 （市立病院事業及び介護 老人保健施設事業及び水 道事業及び下水道事業及 び保養センター事業）の 現金出納事務
決 算 審 査		
一般会計及び特別会計 （公営企業会計を除く）	令和4年6月 ～令和4年8月	一般会計、特別会計
公営企業会計	令和4年6月 ～令和4年8月	市立病院事業会計、介護 老人保健施設事業会計、 水道事業会計、下水道事 業会計、保養センター事 業会計
基金運用状況審査	令和4年6月 ～令和4年8月	財政調整基金ほか 10基金
健全化判断比率等審査	令和4年6月 ～令和4年8月	健全化判断比率 資金不足比率
行 政 監 査	必要と認めたと きに決定	必要と認めたと きに決定
定 期 監 査	通年	対象部局を選定、通知
財政援助団体等監査	令和4年9月 ～令和5年3月	事業内容、財政的援助の 実績、出資比率、過去に 実施した監査の時期や内 容等を勘案して選定
そ の 他 の 監 査	請求又は要求があ ったときに決定	請求又は要求があ ったときに決定

